

執筆者:

[E-mail](#)  [伴 真範](#)

1. はじめに

連載第 10 回では、外国投資や送金に関する規制について解説致します^{1 2}。

2. 外国投資に係る規律

(1) 外資規制

バングラデシュでは、次の外国投資が禁止されている事業分野(禁止事業)及び外国投資に一定の制限が付される事業分野(制限事業)を除き、基本的に全ての事業分野への外国投資が認められています。

a. 禁止事業

武器、弾薬及び防衛装備品、保存林の植林及び伐採、原子力、並びに証券印刷及び造幣の事業分野への外国投資は認められていません。

b. 制限事業

深海漁業、原油精製、石油・ガス生産、銀行・金融、保険、電気通信、電力、化学肥料製造、空輸、鉱物生産、インフラ事業等の 22 の事業分野への外国投資に当たっては、出資比率規制、事前許可の取得等の制限が課せられています。

(2) 外国投資保護

Foreign Private Investment (Promotion and Protection) Act, 1980 では、バングラデシュへの外国投資について、公正かつ平等な取扱いが保証されること、内国民と外国投資家を差別しないこと、政変等による損害が補償されること、十分な補償なくして国家収用等がなされないこと等が規定され、外国投資の保護が図られています。

3. 送金規制

バングラデシュでは、海外との送金には、バングラデシュ銀行からの事前承認の取得が必要とされる場合が多く定められています。以下では、現地会社による資金調達に関して、海外ローン及び外国投資家による資本出資に関連する主な送金規制についてご説明致します。

¹ なお、連載第 1 回乃至第 9 回において定義した用語は、本稿においても同じ意味を有するものとします。

² 本稿では、税務に関する問題については、検討の対象としておりません。

(1) 海外ローン

a. 運転資金ローン(無利息)

バングラデシュの外資企業³が運転資金の確保ために短期的な資金ニーズがあるような場合、外資企業は、貸付期間を最大 1 年間とするローン(無利息)を親会社から借り受けることができます。この場合、外資企業は、ローンを受けるに当たっても、バングラデシュ銀行から事前承認を取得する必要はなく、事後的にバングラデシュ銀行に報告すれば足够了。なお、当該ローンの返済にも、バングラデシュ銀行の事前承認は必要とされていません。

b. 運転資金ローン(利息有り)

バングラデシュにおいて製造業やサービス業(但し、貿易業は除く)を営む外資企業は、前記 a と同様、バングラデシュ銀行からの事前承認を取得することなく、貸付期間を事業開始から最大 6 年間とするローン(利息有り)を親会社から借り受けることができます。但し、当該ローンの金利は、年 3%を超えることができません。なお、当該ローンの元本及び金利の支払いには、バングラデシュ銀行の事前承認は必要とされません。

c. ターム・ローン

上記運転資金ローンのほか、BIDA に登録された外資企業は、BIDA の事前承認を取得して、事後的にバングラデシュ銀行に報告することで、海外からローンを借り受けることができます。なお、BIDA は、一般に、貸付期間が 1 年を超える中長期のローンに限り承認しており、貸付期間が 1 年以下のローンについては、中長期のローンの設定のためのブリッジ・ローン等の必要性が認められる場合に限り、例外的に認めているに過ぎません。また、上記ローンの金利は、国際市場における合理的な金利水準であることも必要とされています。なお、当該ローンの元本及び金利の支払いには、バングラデシュ銀行の事前承認は必要とされません。

(2) 資本出資

a. 株式発行

バングラデシュでは、所定の規制業種を除き、原則として、外国投資家によるバングラデシュへの投資は規制されておらず、バングラデシュの会社株式の取得について、バングラデシュ銀行の事前承認は必要とされていません。

b. 配当

外国投資家への配当金の送金は、特段制限されていません。但し、監査人によって承認された所定の書類の提出が必要です。

c. 株式譲渡

外国投資家が株式を売却する場合、上場株式については、その譲渡対価が市場価格を超えない金額であれば、バングラデシュ銀行の事前承認なくして、海外送金を受けることが可能です。

他方、非上場株式については、次の場合を除き、バングラデシュ銀行の事前承認がなければ、海外送金を受けることができません。

(i) 譲渡対価 1000 万タカ以下:この場合、バングラデシュ銀行の事前承認は必要とされません。

³ 外国人に 50%以上の株式を保有されている現地会社、外国企業の現地支店等が含まれます。

- (ii) 譲渡対価 1000 タカ超 1 億タカ以下:この場合、譲渡対価が独立した第三者算定機関による所定の方法⁴によって算出された企業価値に基づくものであれば、バングラデシュ銀行の事前承認は必要とされません。
- (iii) 上記のほか、譲渡対価の金額にかかわらず、直近の監査済み財務諸表及び納税申告書に基づき、所定の純資産法により算出された譲渡対価の場合、バングラデシュ銀行の事前承認は必要とされません。


d. 残余財産

現地会社の清算後、外国投資家への残余財産の分配には、バングラデシュ銀行の事前承認が必要とされます。同様に、支店や駐在員事務所の閉鎖後の残余財産の海外送金も、バングラデシュ銀行の事前承認が必要とされます。

(完)

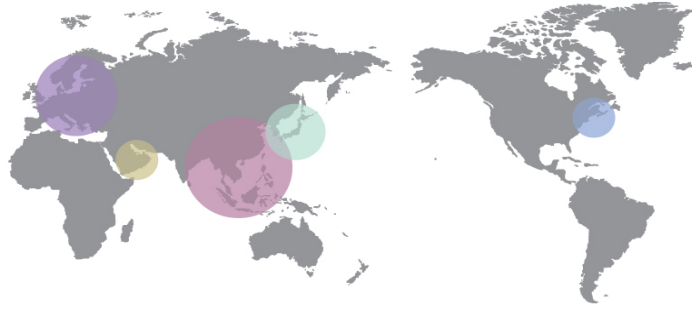
当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

⁴ 純資産法、市場株価法、DCF 法等の所定の 3 つの算定方法に基づく企業価値の加重平均とされています。

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 井垣太介
廣田雄一郎
白杵弘宗
伴真範
仁木寛志

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
中川佳宣

バンコク

Tel +66-2-126-9100
E-mail info_bangkok@nishimura.com
共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 野村高志
代表 木下清太
東城聡

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@nishimura.com
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com
ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之
ニューヨーク事務所副統括 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁
浦野祐介
梅田賢

ドバイ

Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
パートナー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-257-298-800

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com
共同代表 石川智也
Dominik Kruse

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_vietnam@nishimura.com
共同代表 今泉勇
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc
パートナー 大矢和秀

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

Last updated: 2022.7